

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、高松港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成23年12月13日

高松港港湾管理者 香川県

代表者 香川県知事 浜 田 恵 造

1 港湾計画の変更の概要

平成23年2月1日香川県公告（高松港港湾計画の変更の概要）によりその概要を公示した高松港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

地 区 名	港 湾 施 設 (諸 元)
朝 日	朝日航路 (水深12メートル、幅員280メートル)
	泊 地 (水深12メートル、面積1ヘクタール)

2 港湾計画の縦覧の場所

高松市番町4丁目1番10号 香川県土木部港湾課